

VI 持続的発展が可能な 都市の自治基盤を確立するために

◆市民は…

相互に理解し合い、助け合いながら、主体的に地域課題の解決に取り組みます。

◆事業者は…

専門的知識や情報、人材などの社会的資源を生かしながら、地域の一員として、地域社会への貢献に努めます。

◆行政は…

市民のまちづくり活動を支援するとともに、市民の意見を市政に反映させ、行政運営に当たっては、経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報など）を最大限有効に活用します。

[政策の柱] VI 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために

[基本施策]

1 市民が主役のまちづくりを推進する

■現状・課題

市民の価値観やライフスタイルの多様化，少子高齢化の進行，地域における連帯意識の希薄化など，近年，地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。こうした中，さまざまな地域課題に的確に対応していくため，地域のコミュニティを基本において，市民・事業者・行政の適切な役割分担のもと，市民が主役となったまちづくりを推進していくことが重要になっています。

■取組の基本方向

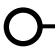

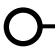

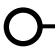

「市民が主役のまちづくりを推進する」ため，市民・事業者・行政のパートナーシップの充実強化を図る「協働によるまちづくりの推進」，暮らしやすく魅力ある地域の形成を図る「地域主体のまちづくりの推進」，市民の意見をまちづくりによりの確に反映していくための「市民の市政への参画促進」に，重点的に取り組みます。

■基本施策目標

市民の，まちづくり活動や，市政への積極的な参画によって，本市のまちづくりが進められ，市民が主役となってまちづくりが実践されています。

■重点事業

事業名	目的	内容	スケジュール				
まちづくり活動 情報ネットワークの充実	市民の主体的なまちづくりを活性化するため，まちづくりに関する情報発信を促進し，情報ネットワークの充実を図る。	◆まちづくり活動情報の集約と提供 ◆地域情報の交流促進	<table border="1"> <tr> <td>前期</td> <td>後期</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">→</td> </tr> </table>	前期	後期	→	
前期	後期						
→							
地域まちづくり 組織の連携強化の促進	地域主体のまちづくりを促進するため，地域まちづくり組織の地域内・地域間における連携の強化を促進する。	◆地域まちづくり組織の基盤強化 ◆地域を構成する団体との連携強化 ◆地域まちづくり組織間の連携促進	<table border="1"> <tr> <td>前期</td> <td>後期</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">→</td> </tr> </table>	前期	後期	→	
前期	後期						
→							
まちづくり活動 拠点の充実と機能強化	まちづくり活動に携わる各主体の活動を促進するため，拠点の充実や機能強化を図る。	◆地域コミュニティセンターの整備 ◆地域行政機関におけるまちづくり機能の強化 ◆(仮称)まちづくりセンターの整備	<table border="1"> <tr> <td>前期</td> <td>後期</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">→</td> </tr> </table>	前期	後期	→	
前期	後期						
→							

<p>市政情報コールセンターの設置</p>	<p>市民が行政サービス等をスムーズに受けることができるよう、市政情報等の一元的窓口である市政情報コールセンターを設置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆問い合わせ対応業務のワンストップ化 ◆市政情報等の提供時間の拡大 ◆身近な手段での対応による情報格差の解消 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1125 176 1244 230">前期</td> <td data-bbox="1252 176 1356 230">後期</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1125 241 1244 340">  (設置) </td> <td data-bbox="1252 241 1356 340">  </td> </tr> </table>	前期	後期	 (設置)	
前期	後期						
 (設置)							

■ 施策の体系

1 協働によるまちづくりの推進

● 施策目標

市民・事業者・行政が、それぞれ、適切に役割を分担して、協働のまちづくりに取り組んでいます。

● 施策指標

指標名	現状値 (H19.12 現在)	目標値 (H24)
市民協働による実施事業数	217 件	270 件

2 地域主体のまちづくりの促進

● 施策目標

地域住民が、地域の特性に合わせまちづくり活動に取り組んでいます。

● 施策指標

指標名	現状値 (H19.12 現在)	目標値 (H24)
地域まちづくり計画推進地区数	0 件	39 件

3 市民の市政への参画促進

● 施策目標

市の政策づくりのさまざまな過程で、市民の意見がよりの確に反映されています。

● 施策指標

指標名	現状値 (H18 実績)	目標値 (H24)
宮だよりの中での意見・要望・提案の割合	63.0%	80.0%

【基本事業】

- まちづくり活動の担い手の育成強化
 - ・ まちづくり活動の意識啓発
 - ・ まちづくり活動の担い手の育成
 - ・ まちづくり活動団体への支援
- まちづくり活動に参加する機会と環境の充実
 - ・ まちづくり活動拠点の充実と機能強化
 - ・ まちづくり活動に参加しやすい環境づくり
- まちづくり活動に関する情報の共有化
 - ・ まちづくり活動情報ネットワークの充実
 - ・ まちづくり活動情報集約拠点の機能整備

【基本事業】

- 地域ビジョンの共有化の促進
 - ・ 地域ビジョンの策定支援
 - ・ 地域コーディネート機能の充実
- 地域のまちづくり活動への支援の充実
 - ・ 地域づくり活動の環境整備
 - ・ 地域のまちづくり組織の連携強化の促進
 - ・ 地域特性に応じた事業計画の策定支援

【基本事業】

- 行政情報の共有化の推進
 - ・ 広報・広聴事業の充実
 - ・ 情報提供の推進
 - ・ 市政情報コールセンターの設置
- 政策形成段階からの市民参画の促進
 - ・ 市民参加・参画機会の拡充
 - ・ 協働事業提案制度⁵¹の導入

⁵¹ 協働事業提案制度 NPOや地域団体、事業者などの市民からのアイデアや提案をまちづくりに生かし、市民協働のまちづくりを推進するため、市民からの企画提案を募集し、市との協働事業として適しているかなど、実施の可能性を検討し、事業化する制度

[政策の柱] VI 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために

[基本施策]

2 行政経営基盤を強化する

■現状・課題

人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、市民ニーズの一層の多様化など、行政を取り巻く社会経済環境の変化に伴い、行政課題がますます増加、多様化しています。こうした中、「政策や施策の選択と行政経営資源の集中」によって効果的・効率的にまちづくりを進め、本市が50万都市として、今後も引き続き発展していくため、行政経営基盤の一層の強化が重要になっています。

■取組の基本方向

「行政経営基盤を強化する」ため、限られた経営資源を最大限に活用することのできる「効果的で効率的な行政経営システムの確立」、地域に視点を置いた行政経営を進めるための「地区行政の推進」、さまざまな行政課題を解決し、より魅力あるまちづくりを進めていくための「行政の組織力の向上」、将来にわたって魅力あるまちづくりを進めていくための「財政基盤の強化」に、重点的に取り組みます。

■基本施策目標

本市の行政運営を効果的・効率的に行うことで、行政経営基盤が強化されています。

■重点事業

事業名	目的	内容	スケジュール				
自治基本条例の制定・運用	本市にふさわしい市民自治の確立を目指すため、自治の理念・基本原則、市民・議会・執行機関の役割・権利・責務、市政運営の仕組み等を規定する自治基本条例を制定し、運用する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆「自治基本条例を考える会議」の運営 ◆市民との意見交換会 ◆条例の制定及び条例の趣旨の周知 	<table border="1"> <tr> <td>前期</td> <td>後期</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	前期	後期		
前期	後期						
宇都宮ブランドの確立	本市のイメージアップや他都市との差別化を図り、より活気や活力のある宇都宮を築いていくため、「宇都宮ブランド」の確立・発信を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆情報収集・発信のための拠点づくり ◆C I戦略の推進 ◆シティセールスの強化 	<table border="1"> <tr> <td>前期</td> <td>後期</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	前期	後期		
前期	後期						
地域行政機関の体制・権限の強化	市民の利便性の向上を図るとともに、地域の特性に合わせた取組を行うため、地域行政機関において効果的に機能が発揮できる体制や権限の強化を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ◆総合的な行政サービスの展開 ◆企画立案体制の強化 ◆財政権限の強化 ◆効率的な機能の配置 	<table border="1"> <tr> <td>前期</td> <td>後期</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	前期	後期		
前期	後期						
支所・出張所の施設整備	市民サービスや地域のまちづくりの拠点としての機能を十分に発揮できるよう、支所・出張所の施設を整備する。	◆河内地域自治センター， 駅東出張所の再整備など	<table border="1"> <tr> <td>前期</td> <td>後期</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	前期	後期		
前期	後期						
将来世代への負担に配慮した財政運営	将来にわたる財政の健全性を確保するため、中期財政計画の策定などにより、将来世代への負担に配慮した財政運営を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆出資法人等を含めた財務諸表の作成や人件費を含めた事業ごとのコスト分析等の実施 ◆中期財政計画の策定 	<table border="1"> <tr> <td>前期</td> <td>後期</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	前期	後期		
前期	後期						

■ 施策の体系

1 効果的で効率的な行政経営システムの確立

● 施策目標

限りある経営資源を適切に配分することにより、最少の経費で最大の効果が発揮できるような行政経営を行っています。

● 施策指標

指標名	現状値 (H18 現在)	目標値 (H24)
行政経営指針行動計画の進捗状況	90.3%	95.0%

【基本事業】

- 経営資源を最適に配分し活用する仕組みの充実
 - ・ 行政評価システムの推進
 - ・ 多様な手法を活用した事務事業の再構築
 - ・ 最適な主体・手法によるサービスの提供
- 新たな自治の仕組みの創造
 - ・ 自治基本条例の制定・運用
 - ・ 分権型社会にふさわしい自治制度の確立
- 都市連携の強化
 - ・ 広域的共同・協力事業の推進
 - ・ 広域都市圏における都市機能の合理的な配置の促進
 - ・ 都市間の政策的連携の強化
- 宇都宮ブランドの確立
 - ・ 情報収集・発信のための拠点づくり
 - ・ C I 戦略の推進
 - ・ シティセールスの強化

2 地区行政の推進

● 施策目標

地域に視点を置いた行政が、効果的に展開されています。

● 施策指標

指標名	現状値 (H19)	目標値 (H24)
支所・出張所を利用しやすいと感じている市民の割合	64.9%	71.3%

【基本事業】

- 地域行政機関の機能強化
 - ・ 地域行政機関の体制・権限の強化
 - ・ 支所・出張所の施設整備

3 行政の組織力の向上

● 施策目標

行政が組織力を高め、さまざまな、まちづくりの課題に対応しています。

● 施策指標

指標名	現状値 (H17 現在)	目標値 (H24)
現職務に「やりがい」をもっている職員の割合	50.7%	70.0%

【基本事業】

- 意欲や能力に応じた人材活用の推進
 - ・ 人事評価制度の充実
 - ・ 人材確保・活用策の拡充
- 職員の自律的能力開発の推進
 - ・ 職場における人材育成の充実
 - ・ キャリア形成の推進

4 財政基盤の強化

●施策目標

将来にわたる財政の健全性が確保されています。

●施策指標

指標名	現状値 (H18 現在)	目標値 (H24)
普通会計の市民一人当たりの市債残高	289 千円	204 千円

【基本事業】

●持続可能な財政構造の構築

- ・事務事業の「選択と集中」の徹底
- ・将来世代への負担に配慮した財政運営

●財源の充実強化

- ・自主財源の確保
- ・受益と負担の適正化

[政策の柱] VI 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために

[基本施策]

3 市民の相互理解と共生のこころを育む

■現状・課題

成熟社会を迎えた21世紀にあっても、未だ個人の意識や行動、社会慣習の中に差別や偏見が存在しています。こうした中、市民の誰もがこころの壁を感じることなく安心して暮らしていくため、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人をはじめとして、すべての市民が、互いの個性や特性を認め、理解し合い、人権を尊重することのできる、共生するこころを育んでいくことが重要になっています。




■取組の基本方向

「市民の相互理解と共生のこころを育む」ため、市民一人ひとりが、あらゆる人の人権を守るための「かけがえのない個人の尊重」、社会のあらゆる分野に男女がともに参画していくための「男女共同参画の推進」、在住外国人が、地域社会において安心して日常生活を送ることのできる「多文化共生の地域づくり」に、重点的に取り組みます。

■基本施策目標

市民の誰もが思いやりの心を持ち、差別や偏見を持つことなく、相互理解と共生のこころが育まれています。

■重点事業

事業名	目的	内容	スケジュール				
ひとを大切に こころの醸成							
DV ⁵² 被害者の支援強化	DV被害者の保護や、自立促進のため、DV被害者の支援を強化する。	◆配偶者暴力相談支援センターの設置 ◆DV防止基本計画の策定・推進	<table border="1"> <tr> <td>前期</td> <td>後期</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">  (拡充) </td> </tr> </table>	前期	後期	 (拡充)	
前期	後期						
 (拡充)							
児童虐待防止体制の充実	児童虐待を防止するため、効果的な対応ができる体制づくりを推進する。	◆ネットワーク会議の連携強化 ◆地域活動の推進 ◆児童相談体制の充実及び総合的な検討	<table border="1"> <tr> <td>前期</td> <td>後期</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">  </td> </tr> </table>	前期	後期		
前期	後期						
							
いじめゼロ運動の推進	市民総ぐるみにより、いじめの根絶を図るため、学校でのいじめ対策の強化や、家庭や社会への啓発活動を行う。	◆いじめゼロ強調月間の設定 ◆いじめゼロ市民集会の実施	<table border="1"> <tr> <td>前期</td> <td>後期</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">  </td> </tr> </table>	前期	後期		
前期	後期						
							
ワーク・ライフ・バランス ⁵³ の促進	男女がともに仕事と生活のバランスをとることができるよう、職場・家庭の環境づくりを促進する。	◆企業の次世代育成行動計画策定の促進 ◆男性の家庭・地域社会への参画促進 ◆女性の就業活動支援	<table border="1"> <tr> <td>前期</td> <td>後期</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">  (拡充) </td> </tr> </table>	前期	後期	 (拡充)	
前期	後期						
 (拡充)							
在住外国人と市民のネットワーク化支援事業	在住外国人も地域社会の構成員として、地域づくりの担い手として活躍できるよう、支援団体やボランティアのネットワーク化を図る。	◆多文化共生社会に関する市民への啓発 ◆在住外国人支援団体のネットワーク化促進	<table border="1"> <tr> <td>前期</td> <td>後期</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">  </td> </tr> </table>	前期	後期		
前期	後期						
							

⁵² DV ドメスティック・バイオレンス。配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃で、生命または身体に危害を及ぼすものをいう。）または、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、またはその婚姻が取り消された場合には、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとされる。

⁵³ ワーク・ライフ・バランス 老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であり、このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として重要であるとされる。

■施策の体系

1 かけがえのない個人の尊重

●施策目標

すべての市民が、個人として尊重され、その人権が擁護されています。

●施策指標

指標名	現状値 (H19)	目標値 (H24)
子どもから高齢者まで、一人ひとりの権利が守られていると感じている市民の割合	37.4%	48.7%

2 男女共同参画の推進

●施策目標

男女が社会のさまざまな分野へ、ともに参画しています。

●施策指標

指標名	現状値 (H19)	目標値 (H24)
男女共同参画が進んでいると感じる市民の割合	29.9%	41.1%

3 多文化共生の地域づくり

●施策目標

市民と在住外国人が相互に理解し合い、安心して暮らしています。

●施策指標

指標名	現状値 (H19.4 現在)	目標値 (H24)
在住外国人を支援する民間ボランティア団体の会員数	600人	765人

【基本事業】

●女性の人権を尊重する社会づくりの推進

- ・意識啓発講座の開催
- ・相談事業の充実
- ・DV被害者の支援強化

●子どもの権利を尊重する環境づくり

- ・子どもの権利についての普及・啓発
- ・子どもが利用しやすい相談体制の充実
- ・児童虐待防止体制の充実
- ・家庭児童相談室の充実
- ・子ども総合相談窓口の充実

●いじめ対策の充実

- ・人権教育の推進
- ・いじめゼロ運動の推進
- ・いじめに関する教育相談事業

●高齢者・障がい者の権利擁護の充実

- ・権利擁護制度の推進

【基本事業】

●男女共同参画意識の醸成

- ・意識啓発事業の実施
- ・男女共同参画教育の実施

●男女共同参画推進のための能力開発・活用の促進と環境整備

- ・女性のチャレンジ支援
- ・男性の家庭・地域参加促進
- ・仕事と家庭の両立支援
- ・ワーク・ライフ・バランスの促進

【基本事業】

●情報の多言語化の推進

- ・多言語による相談事業
- ・多言語による情報発信事業

●在住外国人との相互理解の促進

- ・在住外国人の自立化支援事業
- ・在住外国人と市民のネットワーク化支援事業
- ・多文化共生の地域づくり事業

●平和啓発活動の充実

- ・平和のつどいの開催
- ・平和月間事業の充実

第6章 計画の着実な推進に向けて

本市が目指す「将来のうつのみや像（都市像）」を実現するため、本市の「計画行政システム⁵⁴」を適切に運用し、財政の健全性を確保しながら、総合計画の着実な推進に努めます。

1 各施策分野における個別計画の策定

「総合計画基本計画」に掲げた施策における事業の優先化・重点化や、他施策における関連事業との連携を図り、その施策の実効性を高めるため、必要に応じて、「総合計画基本計画」を補完する、各施策分野における個別計画などを策定します。

2 総合計画実施計画と行政評価、中期財政計画、予算の有機的な連携

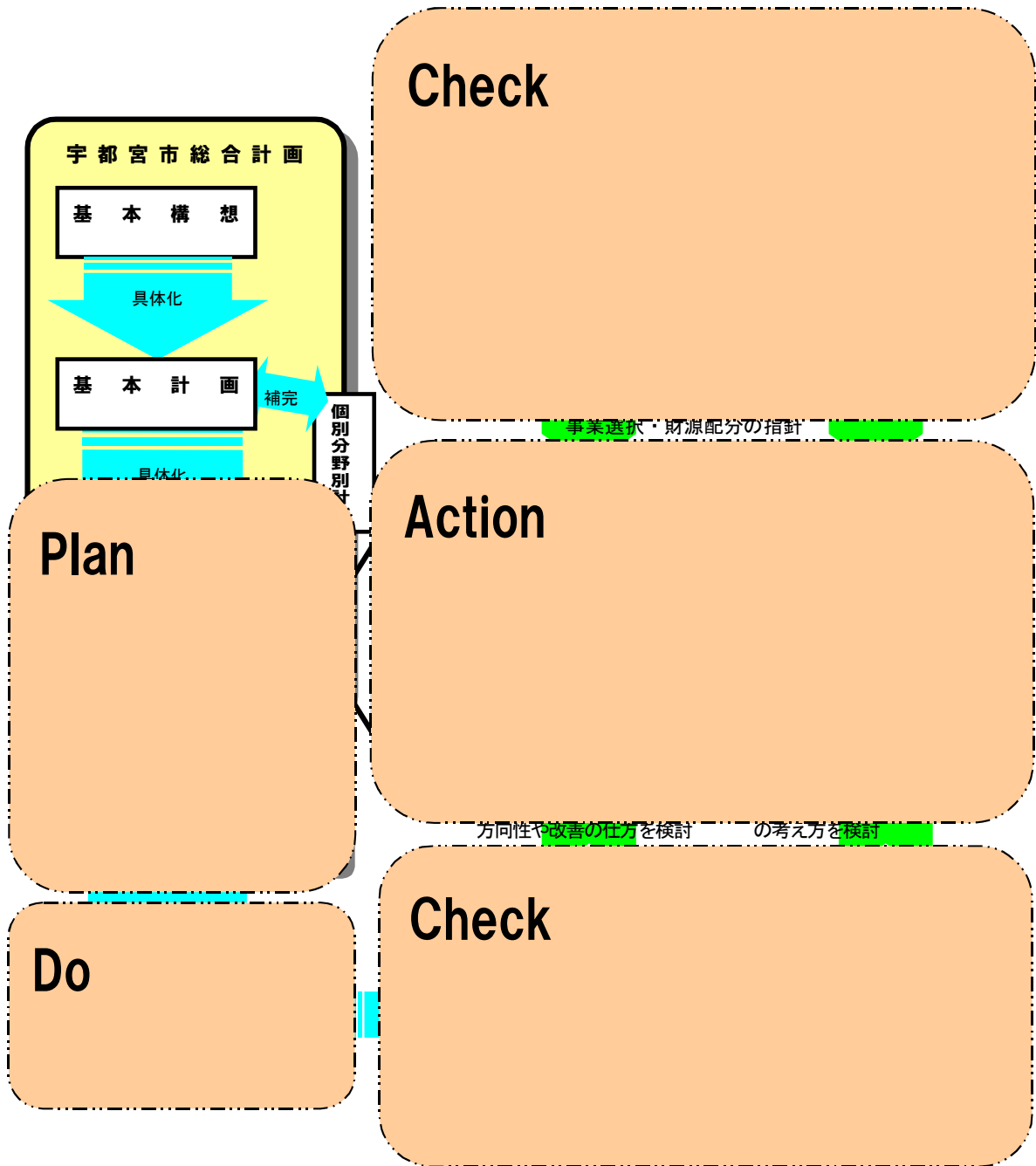
「総合計画基本計画」の実現プログラムである「総合計画実施計画」については、社会経済状況の変化などに適切かつ柔軟に対応できるよう、市民意識調査結果や各種の指標を踏まえた「行政評価」の結果や、「中期財政計画⁵⁵」で明らかにする財政収支の見通しなどを活用しながら、総合的な視点から毎年、見直しを行います。さらに、これらを有機的に連携させる「Plan（政策形成）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）」のマネジメントサイクルの充実・強化により、その時点での計画の最適化を図り、総合計画全体の着実な推進を確保します。

なお、「総合計画基本計画」の施策・事業のうち、特に重要なものについては、本市執行部の最高意思決定機関である庁議において、定期的に進捗を把握し、適切な措置を講じるとともに、その結果について広く公表します。

⁵⁴ 計画行政システム 今後発生する問題を前もって予測しつつ、最適な経営資源の配分を行い、総合計画の着実な推進と、政策主導による行財政運営を実現するための、「行政評価～中期財政計画策定～総合計画実施計画策定～予算編成～事業実施」という一連の取組

⁵⁵ 中期財政計画 中期的な財政収支の見通し、および今後の財政運営の健全性を確保するための方策を明らかにする計画。昭和57年から毎年度、向こう5か年の中期財政計画を策定

【計画行政システムの関係と流れ（イメージ）】



3 指標を用いた計画の達成状況の把握

計画行政システムの一環として、計画の達成状況を把握するため、前期基本計画の終了年次である平成24年に、「施策指標」における目標値とともに、施策を総合した政策レベルの指標として、基本施策ごとに「市民満足指標」を設定し、その目標値の達成状況を把握します。

【 市民満足指標 】

政策の柱	基本施策	指標名	現状値 (%) [H19]	目標値 (%) [H24]
Ⅰ 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	1 保健・医療サービスの質を高める	保健・医療サービスが充実していると感じている市民の割合	40.3	53
	2 高齢期の生活を充実する	高齢者が生きがいをもって元気に活動していると感じている市民の割合	33.1	47
	3 障がいのある人の生活を充実する	障がいのある人が、安心して充実した生活を送るための環境が整っていると感じている市民の割合	20.3	34
	4 愛情豊かに子どもたちを育む	安心して子どもを生み育てることができる環境が整っていると感じている市民の割合	27.7	41
	5 都市の福祉力を高める	福祉サービスが充実していると感じている市民の割合	27.9	41
	6 日常生活の安心感を高める	日常生活を送るうえで、安全・安心な生活環境が整っていると感じている市民の割合	33.3	48
Ⅱ 市民の学ぶ意欲と豊かなこころを育むために	1 生涯にわたる学習活動を促進する	自分に合った学習の場や機会を得ることができていると感じている市民の割合	36.1	48
	2 信頼される学校教育を推進する	子どもたちに対して、充実した学校教育が行われていると感じている市民の割合	30.8	41
	3 個性的な市民文化・都市文化を創造する	宇都宮の伝統や文化に個性や魅力を感じている市民の割合	35.4	48
	4 生涯にわたるスポーツ活動を促進する	ライフスタイルに応じて、自分に合ったスポーツ活動ができていると感じている市民の割合	30.0	40
	5 健全な青少年を育成する	青少年が、社会の一員としての自覚をもって、充実した生活を送っていると感じている市民の割合	17.5	32
Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために	1 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	環境にやさしい社会が形成されてきていると感じている市民の割合	34.8	47
	2 良好な水と緑の環境を創出する	生活環境に、水や緑など、うるおいがあると感じている市民の割合	69.6	77
	3 上下水道サービスの質を高める	上下水道サービスが充実していると感じている市民の割合	67.2	72
	4 快適な住環境を創出する	住居や周辺の住環境が快適であると感じている市民の割合	55.5	65

IV 市民の豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築くために	1 地域産業の創造性・発展性を高める	新たな事業や産物が、地域内から活発に産み出されていると感じている市民の割合	22.1	35
	2 商工業の活力を高める	商工業がさかんであると感じている市民の割合	22.0	36
	3 農林業の付加価値を高める	農林業が、活発化していると感じている市民の割合	28.4	40
	4 魅力ある観光と交流を創出する	来訪者に、自信を持って案内できる場所が市内にあると感じている市民の割合	20.2	34
V 都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために	1 機能的で魅力のある都市空間を形成する	快適さ・便利さなどを備えた、魅力のある都市環境が整っていると感じている市民の割合	30.8	44
	2 円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する	自動車や公共交通で市内を移動する際に、便利で快適であると感じている市民の割合	30.6	43
	3 高度情報化の恩恵を享受できる環境づくりを推進する	日常生活で、情報通信機器を活用し、便利に暮らしていると感じている市民の割合	54.5	62
VI 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために	1 市民が主役のまちづくりを推進する	市民のまちづくり活動や、市政への参画によって、本市のまちづくりが進められていると感じている市民の割合	29.1	40
	2 行政経営基盤を強化する	健全な財政運営や行政改革により、まちづくりのための基盤が強化されていると感じている市民の割合	19.7	31
	3 市民の相互理解と共生のこころを育む	市民一人ひとりがお互いを尊重しながら、社会生活を送っていると感じている市民の割合	32.8	45

「市民満足指標」が対象とする基本施策は、対象範囲が広範にわたり、その達成状況を一つの定量的指標で測ることが難しいことから、今回の総合計画の指標の設定に当たっては、現在の社会経済環境の中で生活している市民の感覚に着目して、基本施策の対象範囲における市民の実感（満足度）を捉える定性的なものを採用し、今後、その推移を市民意識調査により把握します。

市民意識調査は、「そう思う」、「どちらかというと思う」、「どちらかというと思わない」、「そう思わない」、「わからない」の五つの選択肢で行いますが、「そう思う」、「どちらかというと思う」市民の割合の合計を“満足度が高い”ものとし、「市民満足指標」の目標値は、「どちらかというと思わない」と答えた人の一定割合（おおむね5割）を、「そう思う」、「どちらかというと思う」に転換させる、という考え方で設定します。

こうした「市民満足指標」や「施策指標」、さらには、各事業における活動指標の状況を総合的に評価し、総合計画の達成状況を見極め、その後の計画推進に生かしていきます。